

連携強化診療情報提供料

診療情報提供料とは

〈診療情報提供料1〉〈診療情報提供料2〉
〈連携強化診察情報提供料〉

3種類に分けられています。連携強化診察情報提供料はもともと診療情報提供料3という名称でしたが、令和4年度の診療報酬改定により連携強化診察情報提供料へと名称および対象患者、算定要件、算定回数、施設基準が変更されました。

現行

【診療情報提供料（Ⅲ）】 150点

〔算定要件〕

他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

〔対象患者〕

- 1 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者
- 2 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者



改定後

（改） 【連携強化診療情報提供料】 150点

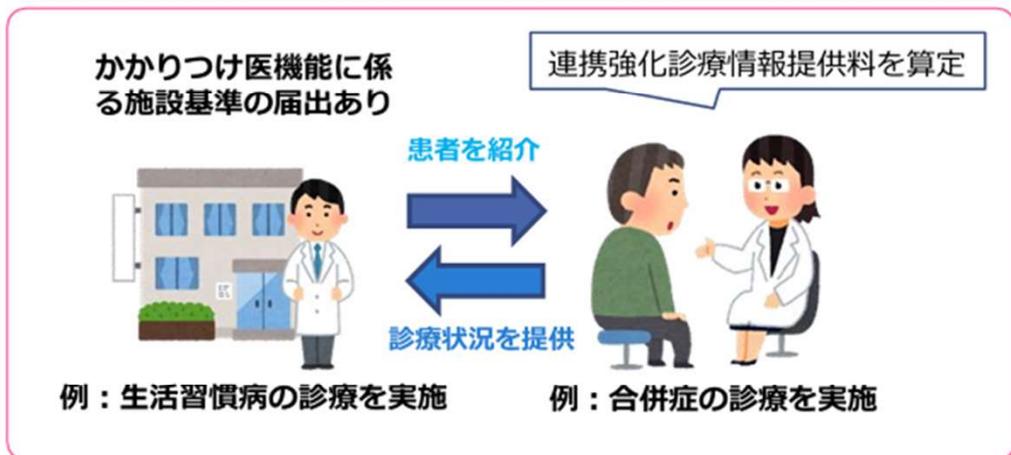
〔算定要件〕

他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

〔対象患者〕

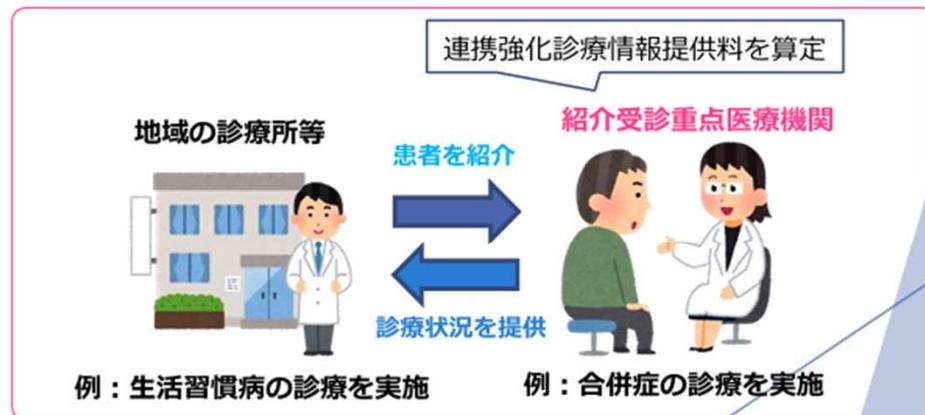
- 1 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者
- 2 紹介受診重点医療機関において、200床未満の病院又は診療所から紹介された患者
- 3 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者

① かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者



月に1回算定

② 200床未満の病院又は診療所から紹介受診重点医療機関へ紹介された患者



月に1回算定

③かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている
医療機関に紹介された患者

連携強化診療情報提供料を算定

患者を紹介

かかりつけ医機能に係る施設基準の届出あり

診療状況を提供



例：体調が悪いときに
しばしば受診



例：専門的な診療を実施

月に1回算定

④難病診療連携拠点病院・難病診療分野別拠点病院
・てんかん支援拠点病院へ紹介された指定難病の
患者又はてんかんの患者（疑われる患者を含む）

連携強化診療情報提供料を算定

患者を紹介

診療状況を提供



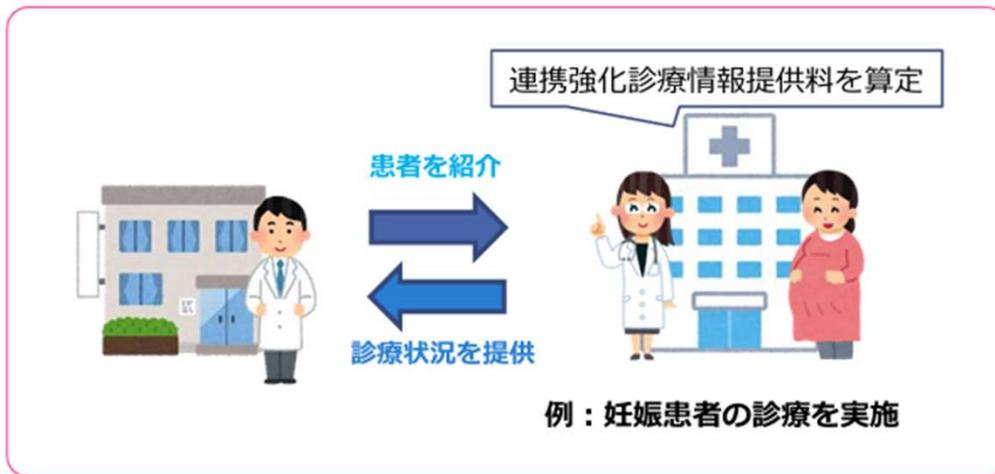
例：診療し、てんかんに疑う



例：てんかんの診断、治療
を実施

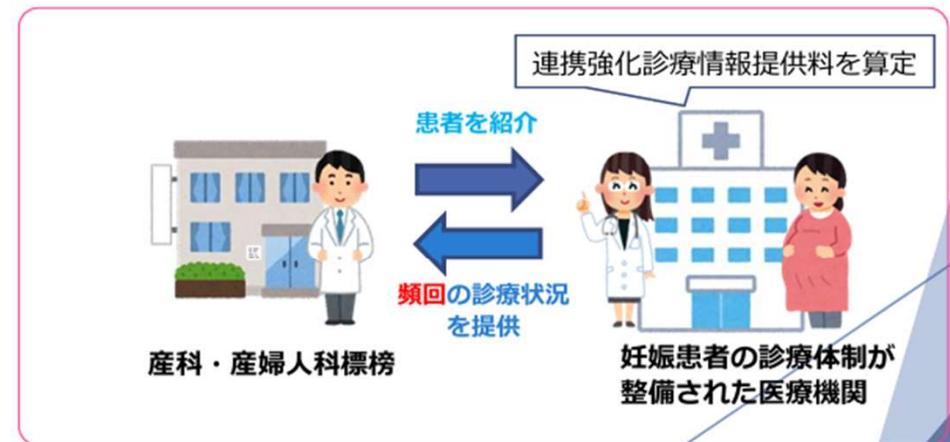
月に1回算定

⑤ 妊娠患者を紹介された場合



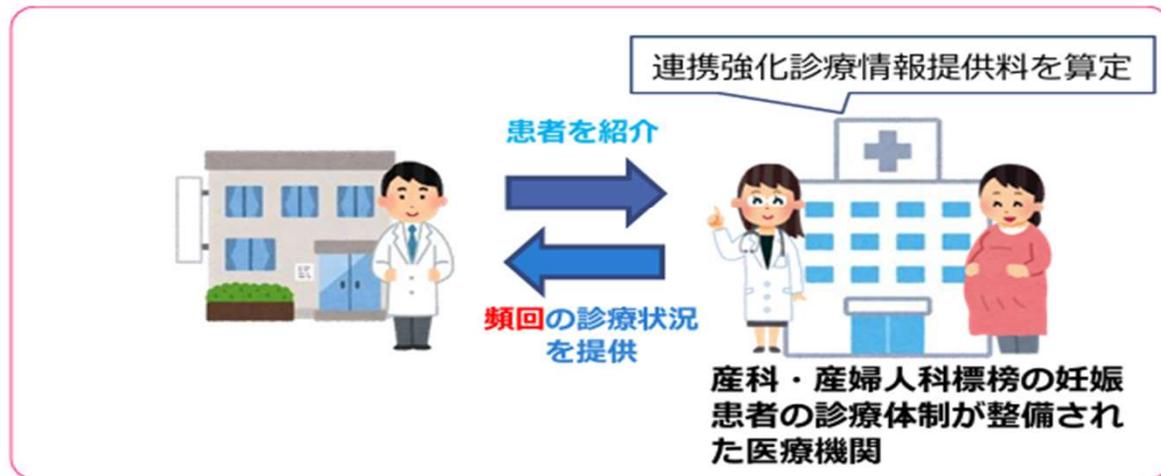
3月に1回算定

⑥ 妊娠患者の診療体制が整備された医療機関で、産科・産婦人科標榜医療機関から紹介された妊娠患者



月に1回算定

⑦産科・産婦人科標榜医療機関で、他の医療機関から紹介された妊娠患者



月に1回算定



注番号	紹介元	患者	紹介先 (紹介元に診療情報を提供した場合に、 <u>連携強化診療情報提供料が算定可能</u>)	算定回数の制限
1	かかりつけ医機能に係る施設基準の届出あり	—	禁煙	<u>月に1回</u>
2	<u>以下のいずれか</u> ・ <u>200床未満の病院</u> ・ <u>診療所</u>	—	<u>以下のいずれも満たす</u> ・ <u>紹介受診重点医療機関</u> ・ <u>禁煙</u>	
3	—	—	以下のいずれも満たす ・ かかりつけ医機能に係る施設基準の届出あり ・ 禁煙	
4	—	<u>難病（疑い含む）の患者</u>	<u>以下のいずれも満たす</u> ・ <u>難病診療連携拠点病院又は難病診療分野別拠点病院</u> ・ <u>禁煙</u>	
		<u>てんかん（疑い含む）の患者</u>	<u>以下のいずれも満たす</u> ・ <u>てんかん支援拠点病院</u> ・ <u>禁煙</u>	
5	—	妊娠中の患者	—	3月に1回
	産科又は産婦人科を標榜	妊娠中の患者	禁煙	<u>月に1回</u>
	—		以下のいずれも満たす ・ 産科又は産婦人科を標榜 ・ 妊娠中の患者の診療につき十分な体制を整備している	

ご静聴ありがとうございました。



お困りのこと、疑問点ございましたら申込みメールアドレスへお気軽にご連絡ください。